

## 令和7年度「体験活動推進日（ラーケーション）」の利用について

茨城県立水戸第三高等学校

### 1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

### 2 内 容

年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席としない日を設定する。

### 3 申請方法

本校所定の申請用紙に保護者等の署名を付して、原則1週間前までに担任を通して申請する。

### 4 実施時期

本校では「体験活動推進日」を利用することができない日（期間）を次のように定める。

- ①4月の始業式から5月の連休明けまで（年度始めの学校生活のリズムに慣れるため）
- ②定期考査、課題テストの一週間前から一週間後まで
- ③長期休業開始日の前日および休業明け初日（集会等で重要な連絡や配付物等が多いため）
- ④遠足、PTA総会、文化祭、芸術鑑賞会、クラスマッチ、修学旅行、卒業式等の学校行事がある日とその前日
- ⑤年度当初の検診がある日（予備日の設定がない検診の場合は、後日各自で受診する必要があるため、できるだけ避ける。）
- ⑥3年生の1月（高校生活の総括のため）、1・2年生の3月（次の学年への準備のため）
- ⑦家政科生徒対象：技術検定等の試験日
- ⑧音楽科生徒対象：専Ⅰ・専Ⅱテスト、大学見学会、オペラ鑑賞会、卒業演奏会等の音楽科行事

### 5 その他

- (1)生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」「体験活動推進日カード」を活用し、体験活動について計画する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておくこと。（学校の管理外での活動になるので、日本スポーツ振興センターの対象とならない。）
- (2)「体験活動推進日」利用の目的および内容が、「自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力」の育成に資するものとなるよう、事前に十分に計画した上で体験活動を行う。
- (3)指導要録及び調査書等における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。
- (4)学校は、学びの保障について、生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- (5)生徒は、体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行う。